

# 新しい人権

## — 第 183 回国会の参議院憲法審査会における議論② —

憲法審査会事務局 宇津木 真也

### 1. はじめに

第 183 回国会において、参議院憲法審査会（以下、単に「憲法審査会」、「憲法調査会」と記した場合は、参議院のそれを指す。）は、「新しい人権」をテーマに 3 回の議論を行った。「新しい人権」をテーマとしたのは、平成 17 年 4 月に取りまとめられた『日本国憲法に関する調査報告書』（以下「憲法調査会報告書」という。）で、「新しい人権」について憲法上の規定を設けるべきとの意見がすう勢であったことに加えて<sup>1</sup>、第 180 回国会の憲法審査会で議論した「東日本大震災と憲法」<sup>2</sup>のテーマに関連することがその理由である。

本稿においては、「新しい人権」の概要、憲法調査会報告書の内容を述べた上で、憲法審査会における議論を紹介することとしたい。

### 2. 「新しい人権」とは

日本国憲法は、第 14 条以下に、歴史的に権力による規制を受けてきた権利・自由を列挙する形で個別の人権規定を置いている。しかし、憲法制定後の社会情勢の変化及び情報化・技術化などに伴い、憲法制定時には想定されていなかった人権侵害が生じるようになった。そこで、人権規定に掲げられていない「新しい人権」を憲法上の権利として保障すべきとの議論がなされるようになった。

「新しい人権」として主張される代表的なものとしては、プライバシー権、環境権などがあり、その憲法上の根拠は、一般に第 13 条の幸福追求権又は第 25 条の生存権とされている<sup>3</sup>。なお、個別的人権から「新しい人権」が導き出される例（第 21 条の表現の自由から知る権利が導き出されるなど）もある<sup>4</sup>。

「新しい人権」を憲法解釈により憲法上の権利として認める場合、どのような基準で憲法上の権利と認定するかについては議論がなされており、意見の相違がある<sup>5</sup>。

### 3. 憲法調査会報告書における「新しい人権」に関する記述

憲法調査会は、「新しい人権として加えるべきカタログの内容」に関して、プライバシー権、環境権、知る権利、自己決定権、生命倫理、知的財産権、犯罪被害者の権利などについて議論を行った。

さらに、「憲法上新たに規定を設ける必要性の有無」、「新しい人権を考える際の留意点」なども検討課題とし、広範な議論がなされた。

そうした議論を踏まえて、憲法調査会報告書が取りまとめられており、「新しい人権」に関する整理は以下のとおりである。

○共通又はおおむね共通の認識が得られたもの（自民、民主、公明、共産、社民が一致した意見）

- ・新しい人権については、原則として、憲法の保障を及ぼすべきである

○すう勢である意見（自民、民主、公明がおおむね一致した意見）

- ・新しい人権について憲法上の規定を設けるべき
- ・プライバシー権について憲法上の規定を設けるべき
- ・環境権について憲法上の規定を設けるべき

なお、憲法上新たに規定を設けるべきとするすう勢である意見からは、①人権保障がより明確になることを考慮して、新しい人権カタログを何らかの形で憲法規定の中に取り入れることを検討すべき。②憲法制定時には予想もされなかった社会状況の変化に対応するには、人権保護の視点から新たな人権規定を設けるべき。③国際的水準に見合った人権を考えるべきなどの理由が示された。

一方、憲法上の規定を設ける必要はないとする意見からは、①新しい人権は、憲法の人権規定を踏まえて、国民の運動により発展的に生み出されてきた権利であり、第13条など日本国憲法の人権規定により根拠付けられている。②憲法は、奥深い容器として時代に即応した新しい権利を抱き取るような柔構造、時代に弾力的に対応できる構造になっている。③新しい人権については、基本法を制定し、個別法により具体的権利を保障するシステムを取るべきなどの理由が示された。

さらに、「新しい人権を考える際の留意点」については、「人権規定を加えるか否かを判断する際の留意点」及び「実効性の確保」の2点について議論しており、加えて、「新しい人権」のうち、プライバシー権及び環境権（環境保全義務）についても広範な議論を行っているが、詳細は憲法調査会報告書を参照されたい。

#### 4. 憲法審査会における議論の概要

##### (1) 憲法審査会の活動の経過

「新しい人権」をテーマとする3回の憲法審査会では、次のように2回の参考人質疑と1回の自由討議が行われた。

##### ○第1回目（平成25年5月29日）

「新しい人権」について憲法審査会事務局当局から報告を聴いた後、「新しい人権」のうち、「基本的人権全般」について明治大学法科大学院教授である高橋和之氏及び京都大学大学院法学研究科教授である土井真一氏から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

##### ○第2回目（平成25年6月5日）

「新しい人権」のうち、「環境権、プライバシー権など」について慶應義塾大学法学部教授で弁護士である小林節氏及び慶應義塾大学法学部教授である小山剛氏から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

### ○第3回目（平成25年6月12日）

「新しい人権」について意見の交換を行った。

参考人質疑のテーマを「基本的人権全般」と「環境権、プライバシー権など」にしたのは次の理由による。

「基本的人権全般」は、個別の「新しい人権」について議論する前提として、「公共の福祉」や「憲法の私人間効力の問題」など、基本的人権の総論的な論点について議論する必要があることに加えて、日本国憲法の下で「新しい人権」を解釈によって認める根拠となる第13条や第25条についても議論する必要があるとの認識に基づいている。

「環境権、プライバシー権など」は、憲法調査会報告書において環境権及びプライバシー権について、憲法上の規定を設けるべきとする意見がすう勢となっていたことを踏まえつつ、その他の「新しい人権」も念頭において議論を行う必要があるとの認識に基づいている。

#### （2）「新しい人権」の議論における主な論点

「新しい人権」の議論において論点となったのは、①憲法上新たに規定を設けるかどうか。②「新しい人権」の保障の実効性をどのように確保するか。③自由民主党が平成24年4月に発表した「日本国憲法改正草案」（以下「自民党改正草案」という。）の「新しい人権」を含む基本的人権の記述に関する議論である。

そのうち①と②は、憲法調査会報告書でも議論のあった論点であり、憲法審査会においても、憲法調査会報告書と同様に、「新しい人権」に憲法の保障を及ぼすべきとの共通認識を前提として議論を行っている。ただし、②については、実効性を確保する方法論として憲法に新たに規定するか、法律で具体化するかの議論以上は行われていない。そのため本来は別の論点であるが、①と②はまとめて1つの論点として取り扱うこととする。

また、今回の議論の特徴である③については、具体的には自民党改正草案第13条（日本国憲法第13条の「個人として尊重」を「人として尊重」とし、「公共の福祉」を「公益及び公の秩序」とする点）などについて議論がなされた<sup>6</sup>。

これらの論点に対する議論の詳細は後述する。

#### （3）参考人の主な意見

2回の参考人質疑における各参考人の主な意見は以下のとおりである。

##### ○基本的人権全般

（高橋参考人）<sup>7</sup>

- ・憲法が保障する人権の価値の根源は個人にある。
- ・憲法とは国家権力の組織と行使の方法に関する基本的ルールであって、憲法の名宛人は国家である（憲法上の人権は、国家と国民の関係にのみ適用される）。
- ・公共の福祉を人権間の衝突の調整原理とのみ解すると、人権とは言い難い対抗利益を人権と主張することにより人権のインフレ化を引き起こすことから、「公共の福祉」概念の見直しの動きがある。

(土井参考人)<sup>8</sup>

- ・個人の尊重とは人格の尊厳と個性の尊重であって、憲法の中核的原理である。
- ・日本国憲法の基本的人権に関する規定は、個人の尊重を基礎に体系的な構造を有している。
- ・第 13 条の包括的人権保障において、具体的にどのような権利が保障されるかについては、学説上、一般的自由説と人格的利益説の対立がある。
- ・個別の訴訟を通じて解釈により「新しい人権」を保障することは裁判所に期待されるが、思い切った判断を行う場合は国会の役割が重要である。
- ・「新しい人権」の保障については、広範な合意が得られれば憲法改正も考えられるが、法律による実現でもよいのであって、最も効果的で適切な方法を選択することが必要である。
- ・「新しい人権」の保障のために憲法を改正するとしても、個人の尊重を基礎とする基本的人権保障の原理原則を前提として、その延長線上に人権の保障をより充実させる方向で検討すべきである。

#### ○環境権、プライバシー権など

(小林参考人)<sup>9</sup>

- ・環境権は、高度経済成長後の環境汚染により認識されるようになったが、裁判において権利性を主張することが困難であり、権利よりも国の環境維持責務として規定する方がよい。
- ・プライバシー権は、個人主義の意識の成長及び科学技術・テクノロジーの進歩による個人情報への拡散などにより、保護意識が高まったものであり、第 13 条を根拠とする権利として認識されつつある。
- ・知る権利は、広い意味で表現の自由の一環であるが、常に主権者が立法、司法に加えて、行政も監視できるようにするため情報公開請求権は重要であり、憲法上の権利としての情報公開請求権がないと行政が自分に都合のよい範囲の情報しか公開されない構造になってしまう。また、憲法上の根拠としては国民主権に求めるのがよい。
- ・「新しい人権」を改憲の突破口として考えていたが、今はそうした考えに立っていない。
- ・憲法改正によらなくても「新しい人権」は法律で相当程度カバーでき、また、「憲法上の人権リストに限られない」という規定が憲法にあれば、裁判所が人権を確認することが可能になる。

(小山参考人)<sup>10</sup>

- ・「新しい人権」は重要であり、憲法改正の場合当然に有力候補となるが、そのためだけの憲法改正は不要である。
- ・「新しい人権」の明文化の検討に当たっては、①どのような憲法を望むのか。②基本的人権という形式で記述するのか、別の形式（国家目標規定）で記述するのかを考える必要がある。
- ・プライバシー権は、古典的なプライバシーと情報技術の発展に伴って登場した新しいプ

ライバシーがあり、古典的プライバシーは、判例上承認されているので、憲法に明記しても直接の影響を与えるものではない。

- ・情報技術の発展に伴って登場した新しいプライバシーである情報自己決定権（自己情報コントロール権）は、憲法で明文化した上で、法律で具体化していくことは権利の保障にとって一定の意義がある。
- ・環境権について、①保護されるべき環境の範囲。②環境権の権利主体。③環境は公共財ではないかとの問題があり、環境権は抽象的権利ですらない理念的な権利だと考える。そのため権利とするよりも国家目標規定の形式で考えた方がよい。
- ・人権の普遍的理念性により、最低限の規定があれば個別的自由権・平等権を演繹できることから、現行の人権条項をどこまで簡素化できるかを考えることは有益である。
- ・憲法には、国家が実現すべき価値や理念を宣明するワイマール憲法型と、法として裁判により貫徹できるドイツ基本法型の2種類があり、どちらの憲法観を選ぶかによって犯罪被害者の権利の扱いなどに違いが出る。

参考人の意見では、日本国憲法の人権規定を評価する意見が多く、「新しい人権」についてもその重要性を認めている。ただし、憲法上新たに規定を設ける必要性を積極的に捉える意見は少なく、立法による保障を優先すべきと考えており、憲法改正によらず基本的人権の保障を強固にしようとする参考人の考えは、学説上多数を占める考えと同一だと言える<sup>11</sup>。「新しい人権」に限らず基本的人権に関する議論をする上では、まずは立法による保障を考えるというアプローチは重要であると考えられる。

#### （４）参考人に対する質疑<sup>12</sup>

「新しい人権」に関する委員からの主な質問とそれに対する参考人の発言を論点ごとにまとめると以下のとおりである<sup>13</sup>。

なお、「新しい人権」についての会派としての意見の概要は（５）を参照されたい。

##### ア 「新しい人権」を憲法上新たに規定する立場

- ①リプロダクティブ・ライツ、女性の自己決定権を憲法上明確にする必要性（生活）  
→憲法上は「新しい人権」として解釈で導き出し、立法で具体化すべき（高橋参考人）。  
胎児の生命の問題など対抗利益の問題があり、慎重な検討が必要（土井参考人）。
- ②プライバシー権、犯罪被害者への配慮を憲法に規定することの意義（生活）  
→犯罪被害者の権利は立法的に解決している。犯罪被害者の権利と同等な「新しい人権」が多数ある（小山参考人）。
- ③裁判との関係から「新しい人権」を憲法に明記すべきことが必要となる場合の確認（民主）  
→民事訴訟法上、上告理由として憲法違反を挙げる場合、個別の人権カタログに規定されている方がよい面は確かにある（小林参考人）。

##### イ 「新しい人権」を憲法上新たに規定しない立場

- ①立法による環境権保護の現状と憲法改正の必要性の有無（共産）  
→憲法改正で環境権の規定を入れることに反対しないが、その前に法律によって、環

境権を実現すべき（高橋参考人）。

②憲法改正要件の緩和と「新しい人権」を憲法上規定することとの関係（民主）

→「新しい人権」を憲法上規定しても国会議員の構成が変わると過半数で削除されるのでよい方向だとは思えない（土井参考人）。過半数の発議要件では、人権規定が安定化しなくなるのではないか（高橋参考人）。

③憲法にプライバシー権を加えても抽象的にならざるを得ないことによる問題点（み風）

→憲法上規定しても抽象的な文言しか用いられないため、判例を待たないといけなくなるが、そうならば立法で内容を明確にすべき（土井参考人）。個人情報情報は法律で既に保護されているので、あえて憲法に書く必要はない（高橋参考人）。

④プライバシー権を憲法に規定した場合の個人情報保護への影響（み風）

→個人情報保護法の行き過ぎに対しては運用の指針を明確化することや法律改正を行うことで対処すべき（小山参考人）。

## ウ 基本的人権全般に関する質問

①改憲の視点は人権保障の拡大と国民主権の徹底であるべきとの考えに対する参考人の見解（公明）

→国民主権の原則あるいは基本的人権保障の原則が基本的に維持されるのが適当。環境権など「新しい人権」は人権保障の基本的な考え方、枠組みを基礎としながら必要な修正を加えていくべき（土井参考人）。「新しい人権」は、法律によって具体化すべき。法律によって具体化できない場合は何が障害になっているのか明らかにすべき（高橋参考人）。

②人権制限の根拠としての「公共の福祉」の具体的な意味（維新）

→新しい憲法を作る又は憲法運用の仕切り直しをするのであれば、「公共の福祉」に他者との調整に関係ない純然たる公益も含めるといった見直しをすべき（小林参考人）。

③外国人に保障される人権の範囲（維新）

→外国人に保障が及ばない権利、当然保障される権利、その中間で国民の合意などにより保障を及ぼす権利の3通りがあり、従来は中間的な権利は保障してこなかった印象を持っている（小山参考人）。

## エ 自民党改正草案に関する質問

①第13条の「個人として」を「人として」に変えることについて（改革）

→「個人の尊厳」は日本の歴史を踏まえた文言であり、それを「人として」に変えた場合、意味合いが変わってしまう（高橋参考人）。人間として同じであることと、それぞれの個性を尊重することを「個人」という言葉でバランスを取っている。また個性は社会全体にとっても重要である（土井参考人）。

②第13条の「公共の福祉」を「公益及び公の秩序」に変えることについて（社民、自民、民主）

→「公共」は国民個々人の関係を指しているが、「公」は国民から離れた別の公的なものの存在を感じさせる。そのため「公」は人権を制限する範囲が広がってくる趣旨と

感じる（高橋参考人）。基本的人権の普遍性は大事である。また、「公共の福祉」と「公益及び公の秩序」については、違憲審査基準論又は利益衡量論などの具体的な基準の議論が大事である（土井参考人）。「公益及び公の秩序」に変える趣旨が不明確である（高橋参考人）。「公共の福祉」の言葉を維持した上で、もう少し広い意味で使うなど内容を考えていくことはできる。そうした制限原理をどのような文言で表すかは今後の課題（小山参考人）。

## オ その他の質問

①原発事故に関連するものとして、i 原発事故による被災者の基本的人権、幸福追求権についての現状認識と解決策（民主）

→幸福追求権は抽象的権利であり、その具体化は立法で行うことになる（高橋参考人）。第 25 条の趣旨を最大限生かして、法律上の措置、予算上の措置を行うべき（土井参考人）。

ii 原発事故による放射能汚染の現状を踏まえた環境権に対する参考人の理解（公明）

→環境の問題は個人的人格権の問題では解決できないものなので、憲法上どのように記述するかは難しい問題である（小山参考人）。放射能汚染の被害状況を見ると個人の主観的利益を超えた公益の問題があると思う。環境という公益を、最大限速やかに回復するための立法措置、予算措置ができたはず。また、憲法の中に核に関する宣言規定を設けてもよい（小林参考人）。

②参考人の意見陳述に関連するものとして、i 参考人の「新しい人権」を改憲の突破口とする考えと第 96 条改正反対の考えの整合性（共産）

→憲法改正を行うために改正要件を緩和した外国の例はない。天下国家の在り方に関わる問題については、正々堂々と行うべき（小林参考人）。

ii 「憲法上の人権リストに限られない」という規定を加えることの問題点（自民）

→「憲法上の人権リストに限られない」という規定を加えることによって人権主張のインフレ化が起こる心配はあるが、この一文があれば「新しい人権」の問題は生じないことになる（小林参考人）。

③その他として、i 津波の被害による高台移転の問題を踏まえた憲法における土地の権利と「公共の福祉」の関係（み風）

→財産権の保障についてはかなり立法裁量があるので、高台移転の問題は一般論的には立法者が適切に「公共の福祉」を判断すべき領域の問題（土井参考人）。憲法上の問題というよりは立法上の問題（高橋参考人）。

ii 「未来に対する共同責務」という新しい切り口で立憲主義と基本的人権の尊重を整理し直すことの可能性（民主）

→将来世代の利益を憲法の中に書き込むとしても、「人権」とするか「責務」とするかの問題のほか、将来世代にとって憲法に書き込むほど重要なものは何かを議論することが必要（土井参考人）。「責務」より「権利」の方がよいと感じているが、人権論は「人権」と「公共の福祉」の調整の議論であるから、未来に対する責務は、「人権」の問題よりは「公共の福祉」の問題として位置付けた方がよい（高橋参考人）。

iii 個人の名誉やプライバシー権との関連における青少年保護のための表現の自由、報道の自由の制限の必要性（維新）

→ドイツの憲法の規定には青少年保護のため、表現の自由の限界があるとの明文があるが、制限の仕方によっては違憲問題が生じる。制限の手續にもよるが基本的にはできる（小山参考人）。

委員の質問は、「新しい人権」以上に、基本的人権全般に関連するものが多く、参考人の質問に対する発言を見ても委員と同様に関心が高いことがうかがえ、「新しい人権」も含めて有意義なやり取りが行われている。

## （５）各会派の意見

2回の参考人質疑を踏まえて行われた6月12日の自由討議において、冒頭、各会派から「新しい人権」に関する意見が表明された。各会派の主な意見は以下のとおりである<sup>14</sup>。

### ○民主

- ・人権カタログを充実させることで、人権創造機能としての最高裁判所の審理がしやすくなる一方、人権のインフレ化を招きかねない。
- ・環境権、プライバシー権、知る権利について、憲法上規定するより先に、法整備によりこれらの権利性を確立する必要がある。

### ○自民

- ・時代の変化に的確に対応し、国民の権利の保障を充実していくため、個人情報の不当取得の禁止、国政上の行為に関する国民への説明の責務、環境保全の責務、犯罪被害者などへの配慮、知的財産権を憲法上規定すべきである。
- ・「新しい人権」を憲法に規定することで、法律改正による改廃ができなくなり、権利保障はより強固となる。

### ○公明

- ・原発事故による放射能汚染を踏まえ国の環境保全の責任を憲法に明記する必要がある。
- ・加憲の対象として党内で議論している「新しい人権」は、環境権のほかに、プライバシー権、名誉権、知る権利、生命倫理、犯罪被害者の権利、生涯学習権、裁判を受ける権利などがある。

### ○みん

- ・「新しい人権」の重要性は否定しないが、「新しい人権」に関する憲法改正を行う前に、統治機構に関する改革など先に行うべきことがある。
- ・「新しい人権」の保障について、立法措置で十分か憲法に明記すべきかは今後更に議論すべきである。

### ○生活

- ・社会情勢の変化などに対応して、また、法解釈をめぐって混乱をもたらすこととならないよう、「新しい人権」のうち最低限必要なもの、すなわちプライバシー権、知る権利、環境保全の責務、犯罪被害者などへの配慮などを憲法に明記すべきである。

### ○共産

- ・日本国憲法は世界の憲法のうち最も先進的な人権条項を有しており、環境やプライバシーを本気で擁護するならば、立法による具体化が必要かつ可能である。
- ・現実に合わせて憲法を変えるのではなくて、先進的条項に合わせて現実を変える努力が国会に求められている。

#### ○み風

- ・「新しい人権」を憲法に新たに明記するかどうかの判断は、①国民から強い要求があるか。②「新しい人権」を明記しなければ保障できないかを検討すべきだが、「新しい人権」のためだけに憲法を改正する必要はない。

#### ○社民

- ・「新しい人権」を保障していくことは重要であるが、日本国憲法は時代に弾力的に対応できる構造となっており、法律に規定することや裁判を通じた創造で対応すべきであり、憲法改正は不要である。

#### ○維新

- ・環境権は、国民の権利であり、同時に、その保全是国家及び国民の義務である。
- ・プライバシー権、知る権利、さらに、国益に反しない限りにおいて、公的な情報の開示と説明を行う国の責任などをそれぞれ明記すべきである。

#### ○改革

- ・障害者に対する差別の禁止、個人情報保護、国の説明責任、環境権、犯罪被害者の権利、知的財産権などを「新しい人権」として憲法に規定することが望ましい。

#### ア 「新しい人権」を憲法上新たに規定を設けるべきとの意見

各会派の意見のうち、憲法上新たに規定を設けるべきとしたのは、自民、公明、生活、維新、改革であるが、新たに規定を設けるべきとする「新しい人権」の内容については、これらの会派で若干の相違が見られる。

なお、環境権を憲法上規定する場合、「権利」として構成するか、「責務」として構成するかについては「責務」とする意見の方が多かった。

憲法上規定すべきとする主な理由としては、①時代の変化に対応するため（自民）。②権利の保障を充実させるため（自民）。③事前の人権保障を可能とする（公明）。④時代の変化に対応した積極的な立法措置を可能とする（公明）。⑤新しい人権を憲法上明記することは不可欠な情勢である（生活）。⑥第13条を根拠とし明文化は不要とすると逆に法解釈をめぐる混乱をもたらす（生活）。⑦権利に伴う義務、自由に伴う責任を自覚し、他者の権利と自由を尊重し、個人の権利と国家、社会の利益の調整を図るため（維新）。⑧権利の不可侵性を担保するため（改革）などがあり、多岐にわたっている。

#### イ 「新しい人権」を憲法上新たに規定を設ける必要はないとの意見

憲法上新たに規定を設ける必要はないとしたのは、民主、共産、み風、社民であるが、共産、社民が立法による「新しい人権」の具体化を主張したのに対し、み風は「新しい人権」のためだけに憲法を改正する必要はないとしており、他の規定と合わせた憲法改正の可能性を残しているように解することもできる。

民主は、環境権、プライバシー権、知る権利については権利性が必ずしも確立してお

らず、憲法上規定するよりも法整備により確立する必要があると主張している<sup>15</sup>。

憲法上規定する必要はないとする主な理由としては、①人権のインフレ化を招くおそれがある（民主）。②憲法で環境権などの権利性について詳細に規定することはできない（民主）。③「新しい人権」を追加するためだけに改憲する必要はなく、立法で解決できる（共産）。④「新しい人権」を憲法に明記しただけでは保護されない（み風）。⑤人権のインフレ化が起こる懸念がある（み風）。⑥憲法解釈による「新しい人権」は時代に弾力的に対応できる構造となっている（社民）。⑦最も有効的に保障するのは法律に規定することである（社民）。⑧裁判を通じて「新しい人権」を創造できる（社民）。⑨憲法に規定することで、その人権を狭める場合がある（社民）などがあり、憲法上新たに規定を設けるべきとする理由と比べるとそれほど大きな相違点は見られない。

#### ウ その他の意見

みんは、「新しい人権」の重要性は否定しないが、「新しい人権」に関する憲法改正を行う前に、統治機構に関する改革など先に行うべきことがあるとし、あわせて「新しい人権」について、立法措置で十分か憲法に明記すべきか今後更に議論すべきとしている。

#### （6）各委員の意見

6月12日の自由討議においては、各会派からの意見表明の後、各委員からも意見の表明がなされた。その中で「新しい人権」に関するものとしては、①国際的視点からの環境権に関する議論の必要性（民主）。②自民党改正草案の「公共の福祉」に関する改正案の問題点（民主）などについて意見が出された。

### 5. おわりに

学説上どのような基準で「新しい人権」を憲法上の権利と認定するかは議論のあるところであるが、参考人は、環境権やプライバシー権などを憲法上の権利と認めている。その上で、「新しい人権」の保障は、憲法上新たに規定を設けるよりは、立法により具体化すべきとする意見が多かった。

各会派の意見としては、「新しい人権」の重要性は共有されており、この点は憲法調査会報告書と変わりがない。

憲法上新たに規定を設けるべきか設ける必要はないかについては、憲法調査会報告書と同様、意見が分かれており、状況は変わっていないと言える。ただし、民主のように憲法調査会報告書では「新しい人権」を憲法上明確にすべきとしつつ、今回の自由討議では憲法上規定するより先に、法整備により環境権などの権利性を確立する必要があると発言した会派もあった<sup>16</sup>。

また、各会派がそれぞれ議論の対象としていた「新しい人権」の内容は、各会派で若干異なっており、今回の調査を通じて、一定の共通認識を得るまでには至っていない。その代わりに自民党改正草案を契機として、「新しい人権」にとらわれず、広く基本的人権全般について活発な議論がなされたのが特徴的であった。

小坂参議院憲法審査会会長は、「新しい人権」の議論を振り返って、「それぞれの御意見

は、調査会のこれまでの審査を踏まえた御意見がその根底にあるとはいえ、それぞれ新たに生まれてまいりました党派独自の特色ある御意見も踏まえて、大変傾聴に値する御意見が多々披瀝をされたと認識をいたしております」と発言している<sup>17</sup>。今回の議論を見ると、「新しい人権」について有意義な議論がなされたことは確かである。

その一方で「新しい人権」の議論を通じて、改めて「新しい人権」を含めた基本的人権全般の議論の必要性を認識することができる。基本的人権の重要性から鑑みても、基本的人権全般についての更なる議論が今後も行われる必要があると考える。

(うつぎ しんや)

<sup>1</sup> 参議院憲法調査会『日本国憲法に関する調査報告書』（平 17. 4）132 頁以下。なお、憲法調査会報告書における「新しい人権」の概要については、澤村典子ほか「参議院憲法調査会報告書（下）－『日本国憲法に関する調査報告書』の概要－」『立法と調査』249 号（平 17. 7）67 頁

<sup>2</sup> 「東日本大震災と憲法」の議論については、三俣真知子ほか「東日本大震災と憲法－参議院憲法審査会の議論を振り返って－」『立法と調査』331 号（平成 24. 8）

<sup>3</sup> 芦部信喜〔高橋和之補訂〕『憲法 第五版』（岩波書店 平 23. 3）120 頁

<sup>4</sup> 芦部・前掲 3 170 頁

<sup>5</sup> 主な学説として、芦部・前掲 3 120 頁以下、佐藤幸治『日本国憲法論』（成文堂 平 23. 4）123 頁以下、高橋和之『立憲主義と日本国憲法 第 2 版』（有斐閣 平 22. 5）135 頁以下、竹中勲『『新しい人権』の承認の要件』『法学教室』103 号（平元. 4）32 頁以下

<sup>6</sup> 自民党改正草案に関連して、「憲法改正発議要件の緩和」、「国民の憲法尊重義務」、「立憲主義」についても議論がなされたが、本稿は「新しい人権」及び基本的人権全般に関する議論の紹介にとどめるため、それ以外の議論については会議録（第 183 回国会参議院憲法審査会会議録第 4 号（平 25. 5. 29）、第 183 回国会参議院憲法審査会会議録第 5 号（平 25. 6. 5）及び第 183 回国会参議院憲法審査会会議録第 6 号（平 25. 6. 12））を参照されたい。

<sup>7</sup> 第 183 回国会参議院憲法審査会会議録第 4 号 2 頁以下（平 25. 5. 29）

<sup>8</sup> 第 183 回国会参議院憲法審査会会議録第 4 号 4 頁以下（平 25. 5. 29）

<sup>9</sup> 第 183 回国会参議院憲法審査会会議録第 5 号 1 頁以下（平 25. 6. 5）

<sup>10</sup> 第 183 回国会参議院憲法審査会会議録第 5 号 3 頁以下（平 25. 6. 5）

<sup>11</sup> 憲法学会の 1 つである全国憲法研究会は、その規約で「平和・民主・人権を基本原理とする日本国憲法を護る立場に立って」と謳っている。また、平成 25 年 5 月に設立された第 96 条改正に反対する「96 条の会」には多数の憲法学者が参加している。

<sup>12</sup> 議論の詳細については、会議録（第 183 回国会参議院憲法審査会会議録第 4 号（平 25. 5. 29）及び第 183 回国会参議院憲法審査会会議録第 5 号（平 25. 6. 5））を参照されたい。

<sup>13</sup> 第 183 回国会における憲法審査会を構成する党派は、「民主」：民主党・新緑風会、「自民」：自由民主党、「公明」：公明党、「みんな」：みんなの党、「生活」：生活の党、「共産」：日本共産党、「み風」：みどりの風、「社民」：社会民主党・護憲連合、「維新」：日本維新の会、「改革」：新党改革である。

<sup>14</sup> 第 183 回国会参議院憲法審査会会議録第 6 号（平 25. 6. 12）1 頁以下

<sup>15</sup> 自民は憲法調査会報告書においては前述したように自民、公明と共に「新しい人権」について憲法上の規定を設けるべきと主張しており、党の憲法に関する見解である『憲法提言』（民主党憲法調査会）（平 17. 10）7 頁以下においても、「新しい人権」を憲法上明確にすることを主張している。また、最近では、衆議院憲法審査会において、「新しい人権」を憲法上明確にすべきとの主張を行っている（第 183 回国会衆議院憲法審査会会議録第 3 号 4 頁（平 25. 3. 21））。

<sup>16</sup> 自民は自民党改正草案を踏まえて意見を述べているが、公明も放射能汚染と環境権の関係など東日本大震災を踏まえて意見を述べており、結論は同じでも憲法調査会報告書以降の事案を踏まえた議論を行っている。

<sup>17</sup> 第 183 回国会参議院憲法審査会会議録第 6 号（平 25. 6. 12）7 頁